

浜松市土木工事「工事監理連絡会」実施要領

第1 目的

この浜松市土木工事「工事監理連絡会」実施要領（以下「実施要領」という。）は、浜松市が発注する土木工事において、発注者、設計業務の受注者（以下「設計者」という。）及び工事の受注者（以下「施工者」という。）が、工事施工上の課題や対応方法などに関する認識を共有するための協議（以下「工事監理連絡会」という。）を行うにあたり、必要な事項を定め、工事の適正な施工を確保し、工事目的物の品質向上を図ることを目的とする。

第2 工事監理連絡会の目的

工事監理連絡会の目的は、次のとおりとする。

- (1) 設計者の設計意図や施工上の留意事項の確実な伝達。
- (2) 施工者のノウハウや現場条件を考慮した技術提案の採否の検討。
- (3) 施工上の課題の解決と責任の明確化。
- (4) 工事目的物の品質確保、コスト縮減（工事の迅速化を含む）。
- (5) 発注者、設計者及び施工者の技術力の向上。

第3 工事監理連絡会を実施する工事

工事監理連絡会を実施する工事は、浜松市が発注する土木工事で、当初設計金額が2千万円以上の工事のうち、構造計算を伴う重要構造物を含む工事など、発注者が必要と判断したものとする。

- 2 1の判断は、別紙1を参考に行うこととする。
- 3 実施する工事の設計図書には、別紙2を参考とした特記仕様書を添付することとする。

第4 工事監理連絡会の構成及び出席者

工事監理連絡会の構成及び出席者は、次を標準とする。ただし、発注者は、必要に応じてその他工事関係者を構成員とすることができるものとする。

なお、設計者への費用負担は、別紙3のとおりとする。

- (1) 施工者：現場代理人、主任技術者（監理技術者）
- (2) 設計者：対象業務を担当した管理技術者、担当技術者等の設計意図、施工条件等を説明できる者。（2名を標準とする。）
- (3) 発注者：担当監督員及び主任監督員又は総括監督員

第5 工事監理連絡会の開催時期

工事監理連絡会の開催時期は、施工者による現地確認及び設計図書照査の完了後で、施工計画書を提出する前とし、原則1回の開催とする。ただし、発注者が必要と認める場合は、複数回開催できるものとする。

第6 工事監理連絡会の協議の対象とする事項

工事監理連絡会の協議の対象とする事項は、次のとおりとする。

- (1) 詳細設計の設計意図に関する事項
- (2) 浜松市建設工事請負契約約款第18条(条件変更等)に関する事項
- (3) 浜松市土木工事共通仕様書第1編1-1-3(設計図書の照査等)に関する事項
- (4) 浜松市建設工事関連業務委託契約約款第40条(かし担保)に関する事項

第7 工事監理連絡会の実施方法

工事監理連絡会の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 質問書の提出
施工者は、工事受注後速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施し、施工計画立案に際しての疑問点及び確認を要する事項を整理したものを、質問書として書面により発注者へ提出する。
- (2) 開催日の調整等
発注者は、施工者から提出された質問書(以下「質問書」という。)の内容を確認して開催時期を検討し、日程調整を行う。
なお、設計者に対しては、様式1による出席依頼とともに質問書の送付を行う。
- (3) 運営方法
進行は、発注者が行い、運営方法は次のとおりとする。
 - ア 発注者は、工事の目的、関係機関との協議調整状況、現場条件等の工事全般に関する注意事項等の説明を行う。
 - イ 設計者は、当該工事に係る詳細設計成果と詳細設計照査報告書により、設計意図及び施工上の留意点について説明を行う。
 - ウ 施工者は、設計図書の照査及び現地調査の結果を報告し、質問書の内容について説明を行う。
 - エ 発注者及び設計者は、質問書に対する回答を行う。
 - オ 各参加者は、設計意図、設計図書と現場の整合性を確認したうえで、設計変更が必要な場合は、変更内容を確定するとともに、その設計図書の修正を実施する者(以下「修正者」という。)及び費用を負担する者(以下「負担者」という。)を決定するものとする。
 - カ 協議結果については、施工者が様式2による報告書を作成し、「浜松市建設工事監督実施要綱」第5条関係の参考様式により、発注者に提出するものとする。

第8 設計変更の対応

設計変更の対応は、次のとおりとする。

- (1) 設計変更内容の確定
「工事監理連絡会」により整理された事項について、必要な設計変更の内容を確定し、その修正者及び負担者を明確にし、次のとおり区分して報告書に記載するものとする。

- ア 設計者の責によるもの
 - イ 発注者が実施すべきもの
 - ウ 施工者が実施すべきもの
- (2) 設計者の責による場合の対応
- ア 設計業務委託契約のかし担保期間である場合
 - (ア) 設計図書の修正が軽微なもの
発注者が設計者に対し、様式3により修正を要請するものとする。
 - (イ) 設計図書の修正が軽微でないもの
浜松市建設工事関連業務委託契約約款第40条に基づき修補の請求を行うものとする。
 - イ 設計業務委託契約のかし担保期限を過ぎている場合
発注者の負担により設計図書を修正するものとする。
なお、修正にあたっては、発注者による直営又は修正設計業務委託を行うことを原則とする。
- (3) 発注者が実施すべき場合の対応
- (2)イと同様とする。
- (4) 施工者が実施すべき場合の対応
- 施工者の負担により設計図書を修正するものとする。

附 則

この要領は平成27年4月1日から施行する。

対象工事の参考例

1 重要構造物を含む工事例

- (1) 橋梁工を有する工事
- (2) 杭基礎工を有する工事
- (3) 軟弱地盤対策工を有する工事
- (4) 擁壁（応力計算有りH 2m）工、ボックスカルバート工を有する工事
- (5) 地すべり対策工及び斜面对策工を伴う工事
- (6) 樋門・堰等あるいは多自然工法を有する河川工事
- (7) 堰堤・ダムあるいは多自然工法を有する砂防工事
- (8) 地盤改良工を伴う防波堤・岸壁工事
- (9) 推進工法による下水道管渠工事
- (10) 技術的難易度の高い工種を有する工事
- (11) 複雑な仮設構造物の施工を伴う工事

2 発注者が必要と判断する工事例

- (1) 設計条件が不確実な要素を有している工事
- (2) 複雑な設計条件のある工事（地盤条件、水理条件、施工計画等）
- (3) 作業工程に制約がある工事
- (4) 設計思想が重要な工事
- (5) 新技術新工法を採用して行われる工事
- (6) 近傍の工事や工損調査など事前調整が必要な工事
- (7) 環境保全に特別な配慮が必要な工事
- (8) その他社会的に特殊な条件のある工事

工事監理連絡会に関する特記仕様書

第 1 条 （工事監理連絡会の実施）

本工事は、工事監理連絡会を設置する対象工事である。

工事監理連絡会の実施については、「浜松市土木工事「工事監理連絡会」実施要領」によるものとする。

第 2 条 （設計者への費用負担）

受注者は、発注者が指示する設計者に対し、「工事監理連絡会」の打合せ費として設計計上している金額を、工事監理連絡会開催後速やかに支払うものとする。

設計者への費用負担について

1 負担方法

施工者は、設計者に対し、打合せに要する費用として請負工事費に計上している金額を、工事監理連絡会開催後速やかに支払うものとする。

2 積算方法

(1) 打合せに要する費用の積算

1回あたりの費用は、主任技師0.5人と技師(A)0.5人を計上するものとする。

(2) 旅費交通費の積算

旅費交通費の積算は、次のとおり行うものとする。

ア 設計業務等標準積算基準書(参考資料)によるものとする。

イ 設計者の所在地(業務委託契約書に記載された住所)から発注者(工事担当課)の所在地までの区間を対象とする。

ウ 浜松市内の設計者の場合は、原則として計上しないこととする。

(3) 計上方法

打合せ費は、追加項目として次のとおり計上する。

工事区分	工 種	種別	細別	規格	単位	数量
直接工事費計						
共通仮設費計						
純工事費計						
	現場管理費				式	1
工事原価計						
	一般管理費等				式	1
	<u>「工事監理連絡会」</u> 打合せ費				式	1
工事価格計						
消費税相当額					式	1
請負工事費						

(4) 「工事監理連絡会」打合せ費の明細書例

ア 金入り設計書

「工事監理連絡会」打合せ費					
打合せ回数 1回					
金 , 円 1式当り					
規格	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師	人	0.5	00,000	00,000	
技師(A)	人	0.5	00,000	00,000	
交通費	式	1.0	00,000	00,000	1往復×2人 から 事務所
計				00,000	

イ 金抜き設計書

「工事監理連絡会」打合せ費					
打合せ回数 1回					
金 , 円 1式当り					
規格	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師	人	<u>0.5</u>			
技師(A)	人	<u>0.5</u>			
交通費	式	1.0			1往復×2人 から 事務所
計					

文 書 番 号
平成 年 月 日

(設計事業者名) 様

浜松市長
(工事担当課名)

「工事監理連絡会」の開催について(依頼)

平素から本市建設行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、平成 年度発注工事の施工に際し、貴社が担当されました業務委託の内容確認及び設計意図について、受注者への周知等を目的として、『浜松市土木工事「工事監理連絡会」実施要領』に基づき、下記のとおり「工事監理連絡会」を開催することとなりました。

業務ご多忙のところ恐縮ではありますが、当該業務を担当されました貴社職員(対象業務を担当した管理技術者及び担当技術者の2名)の「工事監理連絡会」への参加にご協力をお願いいたします。

記

- | | | | |
|---|-------|---|------------------|
| 1 | 対象工事 | 平成 年度 | 工事(受注者:) |
| 2 | 対象業務 | 平成 年度 | 業務委託(平成 年 月 日契約) |
| 3 | 開催日時 | 平成 年 月 日 | 時~ |
| 4 | 場 所 | 浜松市役所 階 | 会議室 |
| 5 | 連絡先 | 課 氏名 | |
| | | 電 話 | |
| | | F A X | |
| | | E-mail | |
| 6 | そ の 他 | ・「工事監理連絡会」開催時には、当該工事の設計業務を受託した際
の関係書類を持参し、当該業務における設計意図の説明及び別紙の
質問書(設計成果に関する部分)に対して速やかに回答できる状態
で臨まれるようお願い致します。
・参加に際し、本市の規定に基づく打合せに要する費用が、受注者か
ら支給されます。(2名まで対象) | |

工事監理連絡会実施報告書

工 事 名	平成 年度		
協議年月日	平成 年 月 日 ()	:	場 所
協議内容			
協議結果・監督員の指示事項			
出席者	発注者		
	施工者		
	設計者		

文 書 番 号
平成 年 月 日

(設計事業者名) 様

浜松市長
(工事担当課名)

業務委託成果品の修正について

この度、平成 年 月 日開催の「工事監理連絡会」において、「平成 年度
業務委託(平成 年 月 日契約)」の成果品の誤謬について確認したと
ころであるが、その修正にあたっては下記によらねたい。

記

- 1 修正の内容 (具体的に記載)
- 2 修正の期限 平成 年 月 日
- 3 修正に係る費用 無償とする。